

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の基準に関する事項

< 3/1 主管課長会議からの変更・追加 >

1 障害者等が指定通所介護事業所等を利用する場合の取扱い

- 障害者が介護保険における指定通所介護事業所を利用する場合については、障害程度区分等に応じて、基準該当生活介護又は基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）とする。
- 障害児が生活介護事業所又は介護保険における指定通所介護事業所を利用する場合については、基準該当児童デイサービスとする。

2 サービス管理責任者について

- 日中活動事業（児童デイサービスを除く。）のサービス管理責任者の配置要件について、専従かつ常勤とする。
- 10人未満のグループホーム、ケアホームについては、サービス管理責任者の配置の義務付けを平成21年3月末までの間猶予する。

3 利用定員について

- 指定児童デイサービス事業の利用定員について、1日の利用定員の合計数が10人以上（多機能型で行う場合は5名以上）であることとする。
- 旧体系施設に併設されているデイサービス事業所、小規模通所授産施設及び精神障害者地域生活支援センターが個別給付対象事業に転換する場合、利用定員は10名以上とする。

4 就労継続支援（A型）の利用者等について

- 就労継続支援（A型）事業所の障害者以外の者の雇用割合について、以下のとおりとする。
 - ・ 利用定員10～20人 利用定員の5割以下
 - ・ 利用定員21～30人 10人又は利用定員の4割のいずれか多い人数以下
 - ・ 利用定員31人以上 12人又は利用定員の3割のいずれか多い人数以下

○ 下記の要件を満たす就労継続支援（A型）事業所において、雇用によらない利用を可能とする。

- ・ 雇用による利用者の利用定員が10人以上
- ・ 雇用によらない利用者の利用定員が、雇用による利用者の利用定員の半数未満（ただし、当該利用者は10人を超えることができない。）
- ・ 雇用による利用者と雇用によらない利用者の作業場所、作業内容を明確に区分すること

5 基準該当就労継続支援（B型）について

○ 社会事業授産及び生保授産事業所が、障害者を対象に事業を行う場合、基準該当就労継続支援（B型）事業とする。

6 自立訓練（生活訓練）事業における「宿泊訓練型」（仮称）の新設

（1）事業実施の要件

自立訓練（生活訓練）事業における宿泊型自立訓練は、以下の要件を満たした場合に実施可能とする。

【実施できる場合】

ア 宿泊訓練型のみ行う自立訓練（生活訓練）事業所として行う場合

- ① 障害者就業・生活支援センターに併設して行う場合
- ② 現行の精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮が転換して行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）の通所型事業所の一部として行う場合

【人員配置】

- サービス管理責任者 60：1
※ 通所型事業所の一部として行う場合には、通所型の利用者との合算により算出する
- 生活支援員 10：1以上（うち1人以上常勤）
- 地域移行支援員 15：1以上
※ 障害の福祉又は就労に関し専門的知識及び実務経験を有する者

【設備基準】

- 定員規模
 - ① 宿泊訓練型のみ行う自立訓練（生活訓練）事業所：20人以上
 - ② 自立訓練（生活訓練）の通所型事業所の一部として行う場合：10人以上
※ ただし、宿泊型の定員とは別に通所型事業所の定員規模は20人以上であり、また、多機能型事業所である通所型事業所の一部として行う場合は、多機能型事業所の定員の合計が20人以上であること。
- 居室の定員 原則個室

※ 現行の施設（2人以下、4人以下）からの移行については、経過措置を設ける。

○ 居室面積 7.43㎡

※ 居室面積が6.6㎡以上である通勤寮及び居室面積が4.4㎡である精神障害者生活訓練施設が移行する場合には経過措置を講ずる。

○ 相談室・多目的室（兼用可）

○ 食堂

○ 浴室、洗面所、便所

(2) 利用期間

○ 原則1年間とする。3ヶ月ごとに更新（3回を限度とする）。市町村は、利用継続の必要性について確認し、更新支給決定を行う。

7 指定相談支援事業所の従事者要件について

○ 指定相談支援事業所ごとに専従の相談支援専門員を置かなければならないものとする。

8 障害福祉サービス事業の社会福祉事業における取扱い

○ 社会福祉事業の対象となる障害福祉サービス事業の利用定員については以下のとおりとする。

① 就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業の利用定員は10名以上とする。

② 過疎、離島地域等において、都道府県知事が利用者数の確保が困難と認めた場合の生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（B型）（以下「生活介護等」という。）に係る障害福祉サービス事業を行う場合は、利用定員が10名以上であることとする。

③ 旧体系施設に併設されているデイサービス事業所、小規模通所授産施設及び精神障害者地域生活支援センターが生活介護等に係る障害福祉サービス事業に転換する場合、利用定員は10名以上とする。

9 その他

○ 従来から特別障害者手当等については、原則として在宅の障害者を対象としていることから、障害者支援施設に入所する障害者に対しては、特別障害者手当等を支給しないこととする。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の報酬に関する事項

< 3/1 主管課長会議からの変更・追加 >

1 居宅介護（通院介助）に係る報酬について

○ 居宅介護（通院介助）について、以下のとおり報酬を設定。

	居 宅 介 護		
	身体介護	家事援助等	通院等乗降介助
	①居宅における身体介護 ②通院介助（身体介護を伴う）	①家事援助 ②通院介助（身体介護を伴わない）	
～ 0.5	230単位	80単位	1回につき 99単位
～ 1.0	400単位	150単位	
～ 1.5	580単位	225単位	
～ 2.0	655単位	市町村が特に必要と認めた場合、 30分ごとに70単位	
～ 2.5	730単位		
～ 3.0	805単位		
～ 3.5	市町村が特に必要と認めた場合、 30分ごとに70単位		

2 重度訪問介護対象者の経過措置について

○ 平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、重度訪問介護の対象者要件に該当しない者のうち、

- ① 障害程度区分3以上で、
- ② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者

については、当該者の障害程度区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。

なお、当該経過措置対象者のうち、区分3の者に係る報酬は、区分4の者に適用される額と同額とし、国庫負担基準は15,220単位とする。

3 重度訪問介護従業者養成研修修了者が居宅介護に従事した場合の報酬単価

○ 市町村がやむを得ないと認める場合において、一定の実務経験を有する重度訪問介護従業者養成研修修了者が居宅介護に従事した場合に適用する報酬単価については、以下のとおりである。

- ① 「居宅における身体介護」又は「通院介助（身体介護を伴う場合）」を提供した場合は、重度訪問介護の報酬単価を適用
- ② 「家事援助」、「通院介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等のための乗車又は降車の介助」を提供した場合は、それぞれの報酬単価に10%の減算を行った報酬単価を適用

4 自立訓練及び就労移行支援の報酬について

(1) 自立訓練（生活訓練）における「宿泊訓練型」の新設等に伴う見直し

【生活訓練サービス費】

	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上 60人以下	定員61人以上 80人以下	定員81人以上	
生活訓練サービス費（Ⅰ）	639単位	608単位	583単位	547単位	6：1以上
生活訓練サービス費（Ⅱ）	187単位				1人以上
生活訓練サービス費（Ⅲ）	270単位				10：1以上

※1：通所による訓練を行った場合には生活訓練サービス費（Ⅰ）を算定

※2：訪問による訓練を行った場合には生活訓練サービス費（Ⅱ）を算定（週2回を限度として算定）

※3：宿泊訓練型による場合には生活訓練サービス費（Ⅲ）を算定（利用期間が1年を超える場合には、
△40%減額）

【短期滞在加算】

短期滞在を行う事業所の勤務体制に応じた加算額（日額）を適用する。

宿直体制：115単位 夜勤体制：180単位

(2) 精神障害者退院支援施設加算について（実施時期を含めて検討）

○ 自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る精神障害者退院支援施設加算については、以下の要件を満たした場合に、算定を行うことが可能とする。

ア 加算が算定できる場合

精神障害者退院支援施設（精神科病棟の病床減少を行う形で設置した自立訓練（生活訓練）事業所又は就労移行支援事業所（イの要件を満たしたものに限る。）

であって平成 23 年度末までに指定を受けたもの) において、精神科病院に概ね 1 年程度入院していた退院患者や入退院を繰り返している退院患者等であって、自立訓練 (生活訓練) 又は就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合に算定

イ 精神障害者退院支援施設の人員、設備、運営基準

【病院設備を転用する場合】

- ・ 定員規模：20 人以上 60 人以下
- ・ 設備要件：居室；1 室当たり 4 人以下、1 人当たり床面積 6 m²以上
食堂、浴室、洗面設備、便所等
- ・ 人員配置：通常の自立訓練 (生活訓練) 事業又は就労移行支援事業の人員配置に加え、夜間における生活支援員 1 人以上
- ・ 運営基準：通常の生活訓練事業所又は就労移行支援事業所として満たすべき基準のほか、公共交通機関の利用、外部での活動等を組み合わせた個別支援計画の策定、地域の関係者等との連携等を通じ、地域活動等への参加を確保する。
- ・ 利用期間：自立訓練 (生活訓練) の加算であるため原則として 2 年～3 年

【外で設置する場合】

- ・ 定員規模：20 人以上 30 人以下
- ・ 設備要件：居室；原則個室、1 人当たり床面積 8 m²以上
食堂、浴室、洗面設備、便所等
- ・ 人員配置／運営基準については、病院設備を転用する場合と同様
- ・ 利用期間：就労移行支援の加算であるため原則として 2 年～3 年

5 基準該当生活介護／自立訓練の報酬について

①	介護保険における指定通所介護事業所において基準該当生活介護を提供した場合	日額 696 単位
②	介護保険における指定通所介護事業所において基準該当自立訓練 (生活訓練・機能訓練) を提供した場合	日額 639 単位

6 基準該当就労継続支援 (B 型) の報酬について

- 社会事業授産施設及び生活保護授産施設が行う基準該当就労継続支援 (B 型) の報酬は、現状の当該施設における措置費単価に基づく額に 23 単位を加えた額とし、

就労継続支援（B型）の報酬単価を上限とする。

- 【適用される加減算】
- ・ サービス管理責任者欠如減算
 - ・ 個別支援計画未作成減算
 - ・ 食事提供体制加算
 - ・ 激変緩和加算

7 入院時又は帰宅時の支援費加算について

(1) 入所施設における入院時支援加算

- 入院・外泊により本体報酬を算定されない日数が月6日を超える場合であって、当該6日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算（月1回算定）。

6日までの場合	……………	561単位
7日以上の場合	……………	1,122単位

(2) グループホーム、ケアホームにおける入院時支援加算又は帰宅時支援加算

【入院時支援加算】

- 入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、上記と同様の支援を行ったときは、入院時支援加算を算定（月1回算定）。

3～6日の場合	……………	561単位
7日以上の場合	……………	1,122単位

【帰宅時支援加算】

- 帰省により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、個別支援計画に基づき帰省の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算（月1回算定）。

3～6日の場合	……………	187単位
7日以上の場合	……………	374単位

8 通所施設が行う通所以外の支援に係る評価について

- 通所施設利用者であって、常時サービスを利用している者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合、その者の居宅を訪問して利用者の状況を確認し、利用者の同意の上で次の支援を行った場合には、月2回を限度として、報酬を算定することができる。

- ① 引き続き現行のサービスを利用するための動機付け